白石市立小中学校のあり方に関する基本方針

令和８年１０月

白石市・白石市教育委員会

はじめに

白石市では、「白石市教育等の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下、「白石市教育大綱」という。）（計画期間：令和８年度～令和 12 年度）において「高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して、幸福や生きがいを感じながら、持続可能な社会の創り手として、これからの社会を生き抜く人（市民）を育てる」ことを基本理念に掲げ、多様な人々と協働しながら未来を切り拓く子どもたちの育成に取り組んでいます。

人口減少、少子高齢化、Society 5.0 の到来など、社会構造は急速に変化するとともに、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、誰一人取り残されない教育や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、豊かな心と健やかな体の育成など、学校教育に求められる役割は一層大きくなっています。こうした変化に的確に対応し、全ての子どもたちが、安全で安心な環境のもと、多様な他者と関わり、互いに認め合いながら、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる学びを保障することは、私たちに課せられた重要な責務です。

一方で、急速な人口減少が進む中で、本市の児童生徒数は、平成 28 年５月の 2,566 人から令和８年５月の 1,783 人まで、約３割減少しており、この減少傾向は今後も継続していくことが見込まれます。この急激な少子化による学校の小規模化により、将来にわたり本市の学校教育の質を確保することが極めて困難な状況になっています。そのため、幼児期から義務教育段階までの学びの連続性や幼保小中の連携を意識しながら、望ましい教育環境と持続可能な学校教育のあり方を総合的に検討し、人口減少の局面に対応した「新しい時代の学校」を再構築する必要があります。

この「白石市立小中学校のあり方に関する基本方針」は、「第六次白石市総合計画」及び「白石市教育大綱」と整合を図り、将来を見据えた本市の学校教育が果たすべき役割と、学校規模・学校配置、教育内容、学校施設を含む教育環境整備の基本的な方向性を示すものです。策定に当たっては、学校教育・保育審議会から令和５年７月に受けた答申を踏まえ、令和８年３月に「白石市立小中学校のあり方に関する基本方針（案）」を策定するとともに、児童生徒の学びと育ちを中心に据えながら、学校現場の状況や地域の実情を考慮し、保護者、地域住民、学校関係者をはじめ、小・中学生及び高校生の意見を伺い、検討を重ねてきました。

白石市教育大綱の基本理念が学校教育において実現できるよう、学校・家庭・地域が連携・協働し、次代を担う本市の子どもたちの豊かな学びを保障できる教育環境の構築に向け、本方針の着実な推進に取り組んでまいります。

目次

第１章　計画策定に当たって……1
　１　学校再編の必要性……1
　２　「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」答申書について……1
　３　白石市の人口の推計……5
第２章　学校の現状及び課題……7
　１　児童生徒数の推移及び将来推計……7
　２　各小学校の児童数の将来推計及び学級数……7
　３　各中学校の生徒数の将来推計及び学級数……9
　４　部活動の状況……10
　５　小中学校校舎の状況及び維持管理費……10
　６　児童生徒数及び学級数の減少に伴う課題……12
第３章　学校再編までの段階的な再編について……14
　１　段階的な再編の必要性……14
　２　再編のパターン……14
第４章　学校再編の基本方針……16
　１　再編に向けた方針（キーコンセプト）……16
　２　小中一貫教育の充実……16
　３　白石市ならではの特色ある学校及びカリキュラム……19
　４　コミュニティ・スクールの導入……21
　５　学びを支える教育環境の整備……21
　６　通学手段及び学区……22
　７　再編に向けて配慮すべき事項……23
第５章　再編による学校像……24
　１　義務教育学校……24
　２　小中一貫小規模校……24
　３　小中一貫学びの多様化学校……24
第６章　今後の進め方……25
　１　段階的な再編に向けた推進体制……25
　２　交流事業の実施……26
　３　３校への再編・開校までのロードマップ……27
　４　義務教育学校・小中一貫小規模校の開校に向けた推進体制……27
　５　全庁的な連携体制の構築……28

第１章　計画策定に当たって

１　学校再編の必要性

現在、日本は急速に人口減少と少子化が進んでおり、本市も例外ではありません。市内の学校では、多くの学校で１学年１学級となり、さらには児童生徒数が１学年 10 人以下となっている学校もあり、複数の学年で編成された複式学級が存在する学校も多くなっています。また、本市の小学校 10 校中４校は全ての学年が複式学級で編成されている完全複式となり、中には、１学年に在籍する児童がおらず入学式が実施できない学校も出てきています。このような状況下においては、今の子どもたちの学習で求められている協働的な学びを行うことが困難になるなど、学校での教育活動に課題が生じつつあります。今後、児童生徒数が更に減少していくことを踏まえると、学校の数や配置について考えなければならない時期に来ています。また、子どもたちの元気な笑顔と活気あふれる学校を継続的に運営できる環境づくりを最優先に考えなければなりません。

このような状況から、本市では、「未来を拓く学校教育充実化条例」及び「白石市学校教育・保育審議会条例」に基づき、令和３年 12 月に「白石市学校教育・保育審議会」（以下「審議会」という。）を設置しました。令和４年３月に審議会に対して、「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」を諮問し、約１年かけて審議を重ね、令和５年７月に答申を受けました。

この答申を踏まえ、令和８年３月に「白石市立小中学校のあり方に関する基本方針（案）」（以下「本方針（案）」という。）を策定し、広く市民の皆様から御意見をいただく機会として、パブリックコメントを令和８年３月９日から６月３０日まで、約３ヶ月半にわたって実施しました。

その後、保護者（未就学児の保護者を含む）、地域住民、学校関係者に加え、市内の小学校、中学校及び高等学校の子どもたちへの説明会を合計で４２回にわたって実施しました。

本方針の実施にあたっては、引き続き、再編に関わる保護者や地域の方、学校関係者と合意形成を図りながら丁寧な検討を進めるとともに、児童生徒数の減少による教育課題の顕在化を解消または軽減する観点から、対応を先送りすることなく学校再編を進めることが必要です。

２　「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」答申書について

審議会からは、「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」について答申をいただいており、内容は次のとおりです（答申書のうち、「答申参考資料」は省略）。

〇白石市学校教育の今後のあり方

＜答申原文＞

白石市の今後の 10 年を見据えた審議を重ねた結果、本市の児童生徒数の現状と予測、小中学校の施設の老朽化、不登校児童生徒への対応など複数の視点から、また市内小中学校の

教育の魅力を高めるという展望を見据えて、従来型の学校統廃合ではなく、現在の小学校10校、中学校５校を、規模の異なる次の３校に再編し、教育の充実を図ることを答申する。

小中一貫義務教育学校１校（新設）　小中一貫小規模校１校　小中一貫不登校特例校１校

小中一貫義務教育学校１校を提案する理由は、第一に、標準規模（以下「中規模」という。）の学校を確保し、保護者や児童に小規模校と中規模校の選択肢を将来的に保障するためである。参考資料に記載するように、本市の子どもの人口動態予測によれば、小学校中学校ともに１校にしなければ、将来的には中規模校を確保できなくなってしまう。なお、学校規模の違いによるメリットとデメリットについては、参考資料の第２章ならびに表３を参照されたい。

小中一貫義務教育学校とする第二の理由は、義務教育９年間を連続した教育課程と捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高める可能性を開くためである。小中一貫義務教育学校を新設することで、小学校と中学校が別々の組織として設置されることに起因する諸課題を解消する可能性が広がり、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になる。

加えて、学校再編を円滑にし、効果的にするために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等をすみやかに導入することを答申する。新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的多様性を生み出すことを主な目的としている。

なお、再編後の小中一貫義務教育学校の新校舎やカリキュラム、ならびに再編までの移行期について、次の付帯事項を提案する。

＜答申付帯事項＞

（イ）小中一貫義務教育学校については、安心安全を基本とする新校舎を建設すること。

（ロ）特色あるカリキュラムを開発・実現すること。

（ハ）再編までの移行期を、本市の学校教育の「魅力化推進時期」と位置づけ、再編を見越した取組を開発・実施すること。

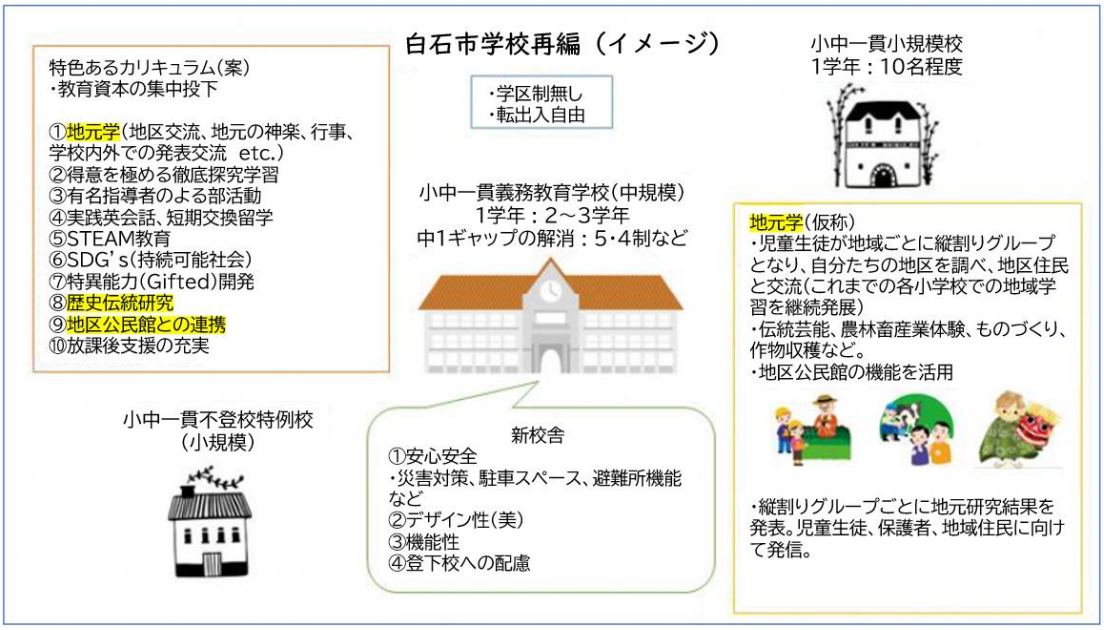


図１：白石市学校再編（イメージ）

【魅力化推進時期の取組案】

①再編後の学校の魅力化を考える子ども会議の実施（p4c）。

②「地元学（仮称）」の先行実施（特に小学校区相互の交流会）。

③幼保小中の保護者代表による全市的交流（再編に向けた保護者 p4c）の定期的実施。

④児童クラブや児童館、あるいはそれと同等の放課後支援の実施。

（※現在放課後支援のニーズの高い地域がある。設置基準や利用者基準の見直し、あるいは退職教員の公的利用、地区での自律的運営の支援、NPO 等の活用などの検討が必要。）

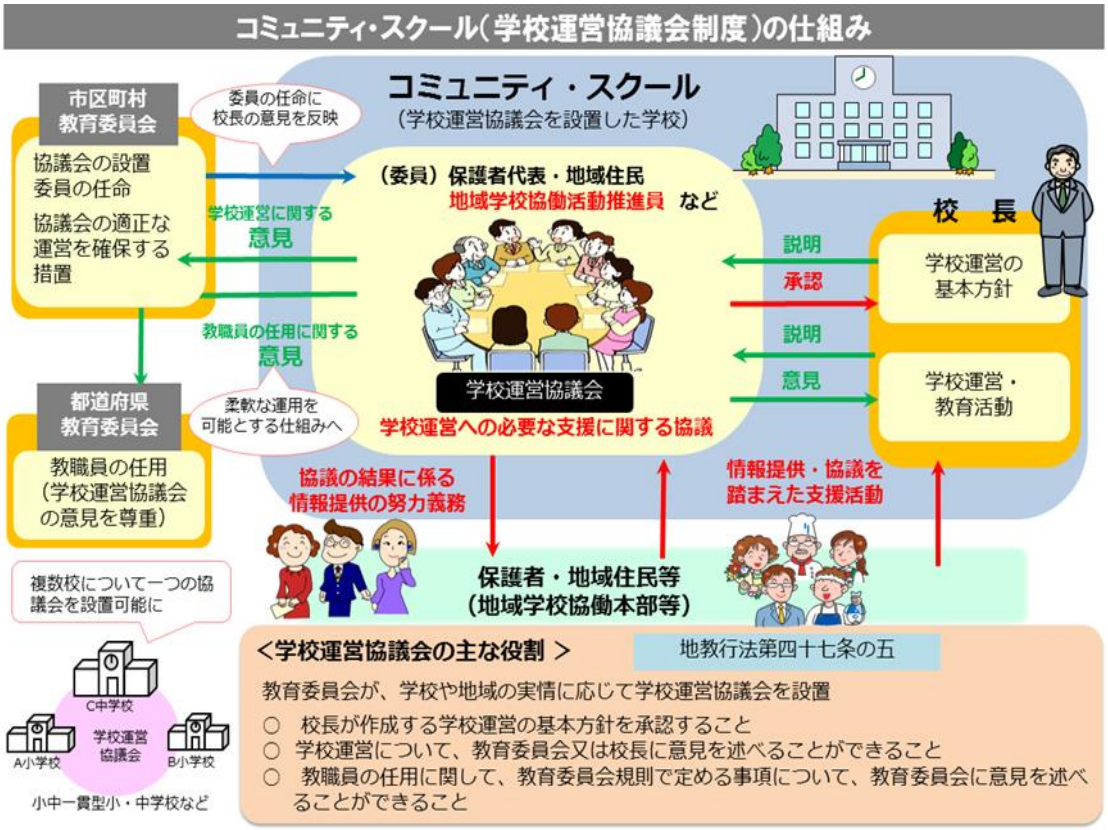
⑤コミュニティ・スクールの導入。

【コミュニティ・スクールの導入に伴う検討事項】

コミュニティ・スクールは、以下のように整理できる。

これまでの学校	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
所属する教職員が参画し、学校運営を総合的・客観的に検討し、教育計画の策定や運営及び児童生徒の健全育成に取り組む。	**保護者及び地域住民等の学校運営の参画**や支援・協力を促進することにより、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む（白石市学校運営協議会規則第２条より）。 ＜３つの役割＞ ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認、②学校運営に関する意見を述べることができる、③教職員の任用に関して意見を述べることができる

なお、学校運営協議会委員は、地方公務員法で特別職にあたる公務員としての身分を有し、児童生徒や、職員の個人的な情報を知り得る可能性があり、守秘義務が求められる。報酬や、交通費なども支払われる。これらの点で、学校運営協議会委員は PTA や学校評議員よりも責任が重いことに留意する。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/

図２：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

コミュニティ・スクールの新設と運営では、学校現場の負担となるケースも見られる。そこで、以下のような工夫が必要である。

①学校運営協議会を市教育委員会に置く。

②生涯学習課の「地域学校協働本部」と連携。推進委員をメンバーに加える。

再編を見据えた案として、コミュニティ・スクール内にＡ地区部会、Ｂ地区部会、Ｃ地区部会等を設置するのもよい。再編までの移行期に各部会が所掌する地域色を生かし、相互に情報を共有する。例：地区の伝統芸能交流祭の実施など。



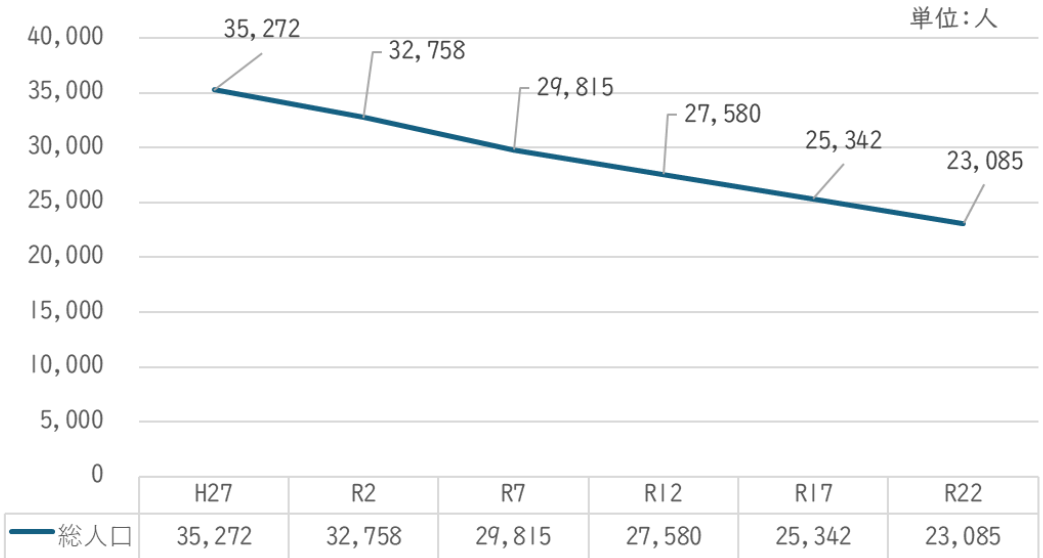
＜移行期＞
各地区の地域色の共有



＜再編後＞
各地区の地域性がシンフォニーを奏でる
小中一貫義務教育学校

３　白石市の人口の推計

白石市の人口は、昭和 60 年の 42，262 人をピークに減少に転じました。



	H27	R2	R7	R12	R17	R22
総人口	35，272	32，758	29，815	27，580	25，342	23，085

図３　白石市の人口推計

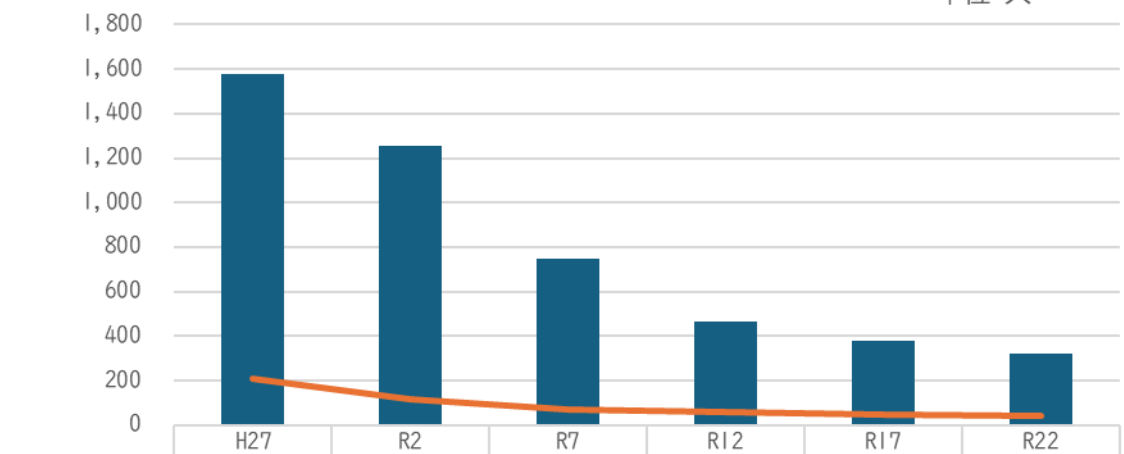
出典：国立社会保障人口問題研究所の日本の
地域別将来推計人口　令和５(2023)年推計

図３のように、本市の人口減少は今後も続く見込みで、令和２年の人口 32,758 人と比較すると、20 年後の令和 22 年には、23,085 人と推計されており、約 9,600 人（約 30%）の減少が見込まれています。

また、本市の出生数は、急激な減少傾向にあります。図４のとおり、平成 27 年度に、207 人であった出生数は、令和２年度には、119 人となり、88 人（約 43%）減少しました。さらに、将来推計による令和 22 年度の出生数は 42 人となり、令和２年度と比較すると 77 人（約 64%）減少する見込みです。

加えて、出生数の減少に伴い未就学児人口も減少傾向にあり、令和２年度に 1,257 人であった未就学児人口は、令和 22 年度には 324 人になると推測され、令和２年度と比較すると、933 人（約 74%）の減少が見込まれています（図４参照）。

図４　未就学児の人口推移・推計



	H27	R2	R7	R12	R17	R22
0～6歳児	1,578	1,257	747	464	382	324
0歳児	207	119	69	58	49	42

出典:国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和５(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

第２章　学校の現状及び課題

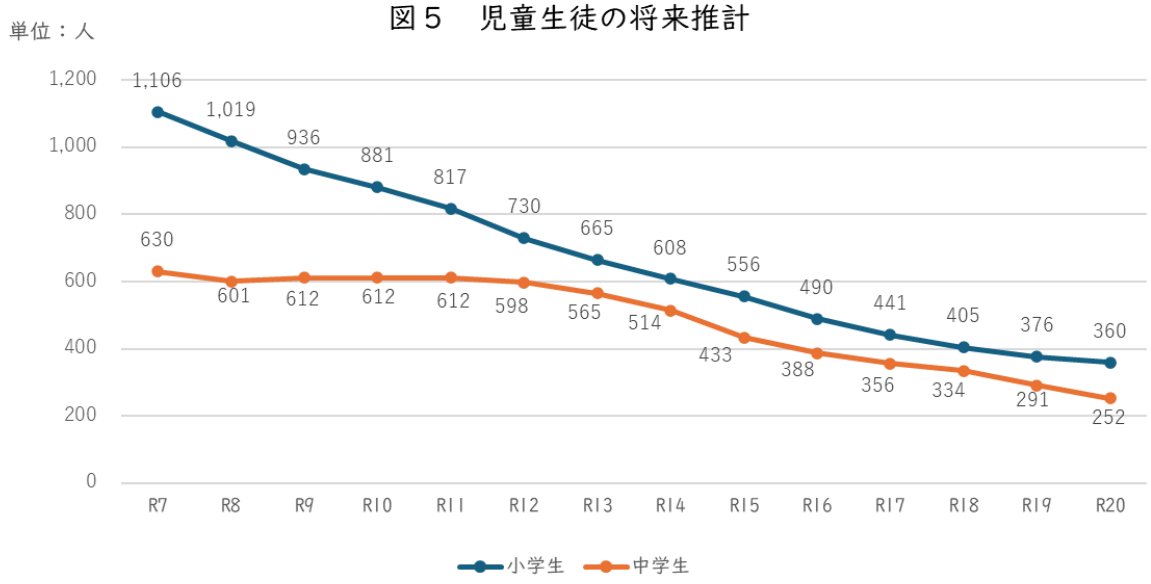
１　児童生徒数の推移及び将来推計

本市の子どもの数は、平成 30 年度に年間出生数が 200 人を割り込み、その後も急激な減少傾向が続いています。こうした状況を踏まえ、児童生徒数について子ども女性比(※1)等を用いて将来的な児童生徒数を推計しました。

小学校児童数は、令和７年度の 1,106 人に対し、令和 15 年度には 556 人（令和７年度比 50%減)、令和 20 年度には 360 人（同 67%減）となり、中学校生徒数は、令和７年度の 630 人に対し、令和 15 年度には 433 人（同 31%減)、令和 20 年度には、252 人（同 60%減）となる見込みです（図５参照)。

（※1）子ども女性比：（０～４歳の子どもの数）／（15～49 歳の女性の数）
各年により出生数や５歳階級別の女性の数にばらつきが大きいことから、合計特殊出生率の代替指標として用いられている指標

図５　児童生徒の将来推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和５(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

２　各小学校の児童数の将来推計及び学級数

学校教育法施行規則では、学校規模の標準を小中学校ともに 12 学級から 18 学級と定められています。

また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（令和 8 年８月５日策定)」(以下「手引」という。）では、学校は、「単に教科等の知識や技術を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高めることを通じて思考力、表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要」であるとされ、そうした教育を十全に行うためには、一定の学校規模を確保

することが重要であるとされています。

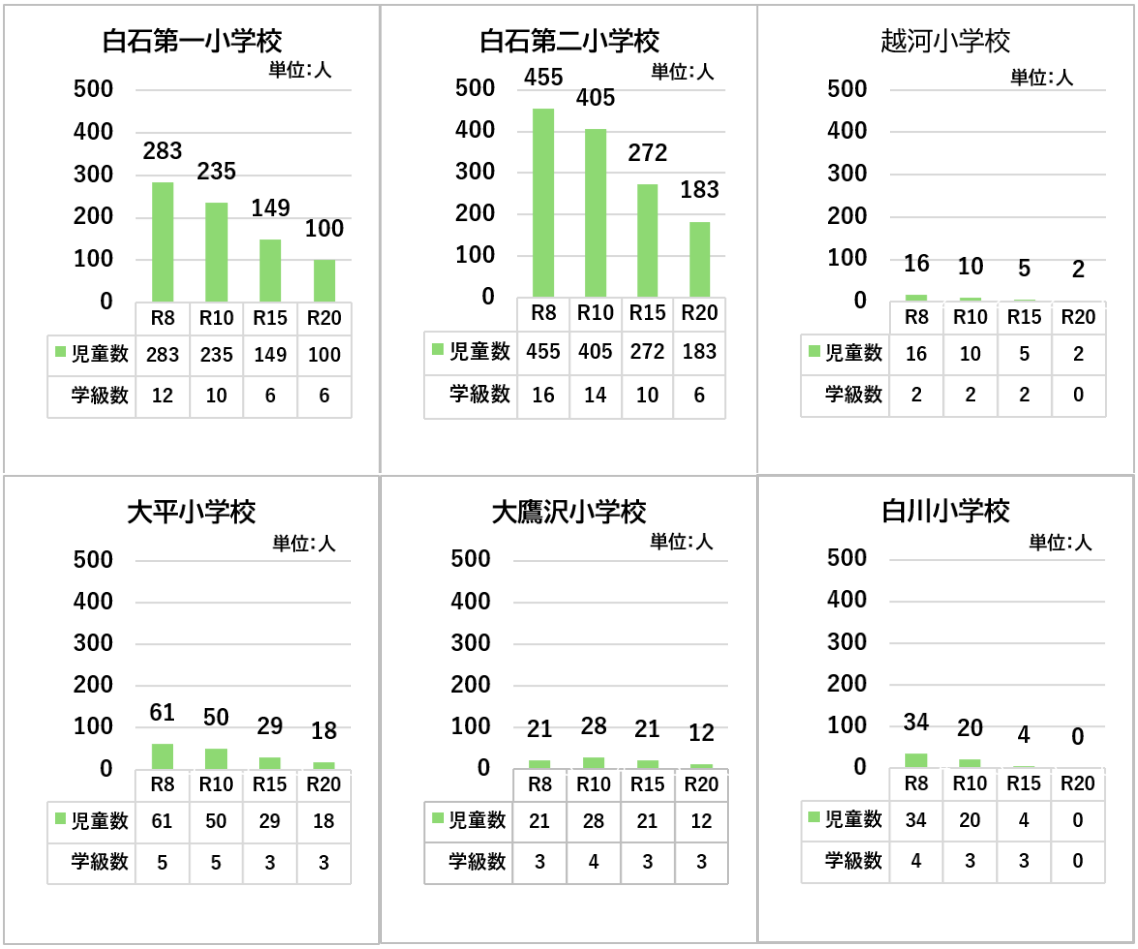
このことを踏まえ、手引では小学校における望ましい学級数の考え方として、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、１学年２学級以上（12 学級以上）であることが望ましいと示されています。

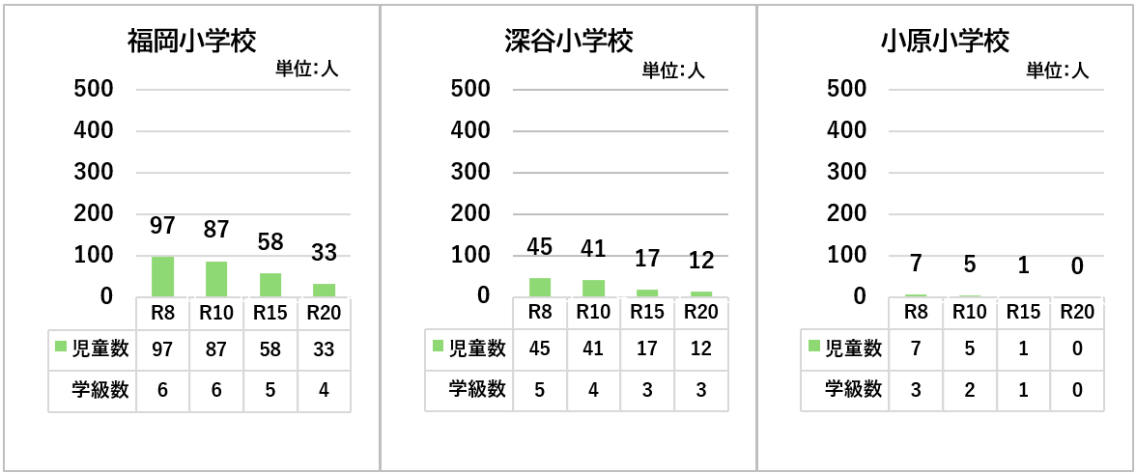
本市の小学校において、令和８年５月１日現在、望ましい学級数を維持しているのは、９校(※2)中、白石第一小学校、白石第二小学校２校で、このうち白石第一小学校は、令和 15 年度には、全学年で１学級となる見込みです。これ以外の７校は全学年で１学級又は複式学級となっており、令和８年５月１日現在においても既にクラス替えができない状況です。このうち福岡小学校は、令和 13 年度までは１学年１学級を維持できますが、令和 14 年度以降は一部の学年で複式学級が発生する見込みです。残る６校のうち、越河小学校、大鷹沢小学校、小原小学校は既に完全複式であり、このまま推移すると、令和 15 年度には９校中６校が完全複式となる見込みです。

児童数や学級数が少ないことに伴い、クラス替えができないことで、人間関係の固定化につながり、集団生活に制約を受け、児童が切磋琢磨して学ぶ機会が少なくなり、多様な他者と協働した学びの展開が難しくなることが懸念されます。

（※2）学びの多様化学校である白石南小学校を除く。

図６　学校別児童数の将来推計





出典:国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和５(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

３　各中学校の生徒数の将来推計及び学級数

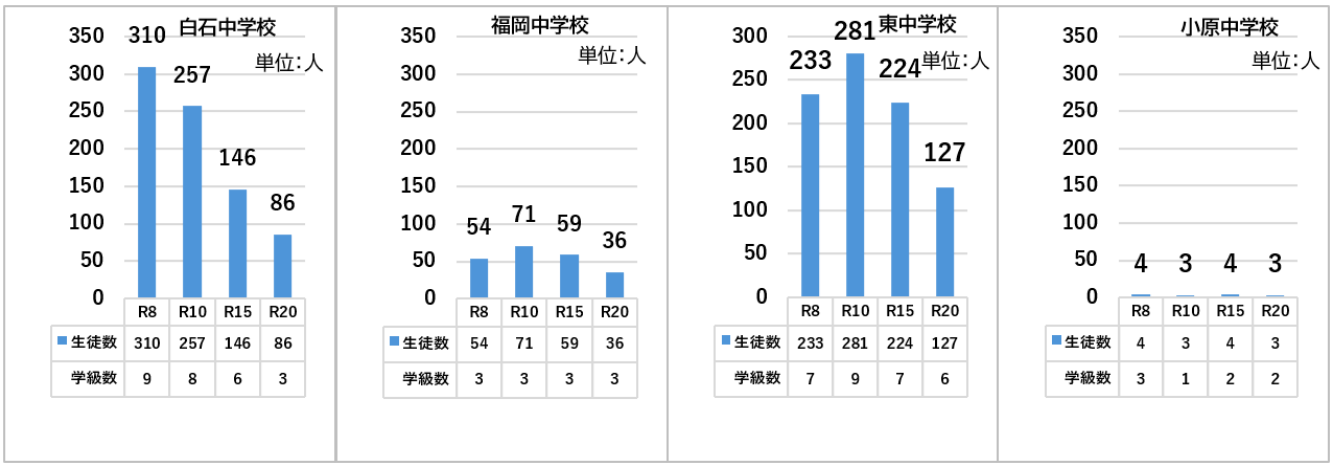
手引では、中学校においても小学校同様、「全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも１学年２学級以上（６学級以上）が必要」とされています。また、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、「少なくとも９学級以上を確保することが望ましい」と示されています。学校規模に応じて教職員が配置されるため、中学校の全教科分の免許状を持つ教職員を確保するためには、一定の学校規模が必要であると考えます。

⑦

本市の中学校は、令和８年５月１日現在、望ましい学級数（９学級以上）を維持しているのは、４校(※３)中、白石中学校の１校のみです。残りの３校のうち東中学校は、令和 10 年度までは９学級を維持する見込みですが、入学時に指定校の変更が多くなる傾向があり、生徒数の予測が難しい状況です。福岡中学校、小原中学校は、令和８年５月１日現在においてもクラス替えができない規模です。特に、小原中学校は全校で 10 人を下回る状況が続き、今後、一部の学年に生徒がいない状況も発生する見込みです。

（※３）学びの多様化学校である白石南中学校を除く。

図７　学校別生徒数の将来推計



出典:国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和５(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

４　部活動の状況

部活動は、体力・技能の向上を図る目的以外にも生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、責任感やチームワーク等の育成につながることから、生徒の多様な学びの場として、大切な役割を担っています。

本市では、表１のとおり、学校によって部活動の種類に大きな隔たりが生じています。現在、部活動は主に教員が指導に当たっていますが、小規模校では配置される教員が少ないため、進学の際にやりたい部活動が学区の中学校にないなど、子どもたちの希望に添えない状況となっており、学区外の中学校に指定校の変更をする子どももいます。

また、野球やサッカーなどの団体競技において必要な部員数が確保できず、他校との合同チームを編成して試合に出場している状態です。

本市においては、少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、土日部活動の地域展開を進めているところであり、この地域全体で支える仕組みの構築に向けた取組とあわせ検討が必要です。

表１　白石市内の部活動部員数

（令和８年５月１日現在）

No.	競技名	白石中	福岡中	小原中	東中
1	陸上競技	22			13
2	水泳	22			
3	バスケットボール	35			42
4	サッカー	21			8
5	軟式野球	26	7		16
6	新体操	5			11
7	バレーボール	13	8		18
8	ソフトテニス	31	9		28
9	卓球	30	22		16
10	柔道	14			
11	剣道	15			4
12	弓道			4	
13	スキー	1			
14	吹奏楽	32	4		23
15	他の文化部	38			26

出典：白石市教育委員会調べ

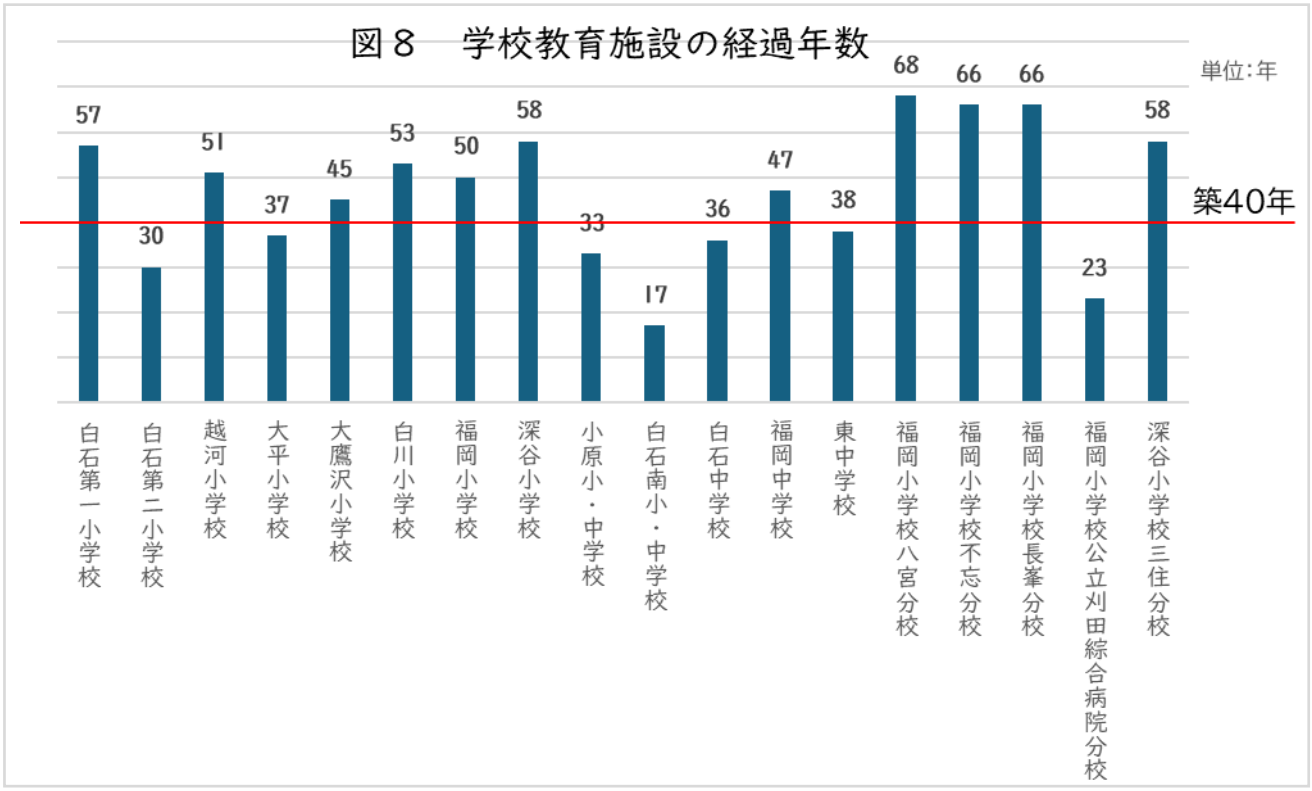
５　小中学校校舎の状況及び維持管理費

本市の小中学校の校舎は、耐震改修が完了していますが、令和７年 12 月１日現在、多くの学校が築 40 年以上を経過しており、そのうち９校は築 50 年以上が経過しています（図８参照）。築年数の経過に伴い、外壁や内壁の剥離や亀裂、屋根の防水シートの破断による雨漏り、トイレ等の衛生設備、電気や空調設備等の劣化が進み、対応が必要な時期を迎えています。

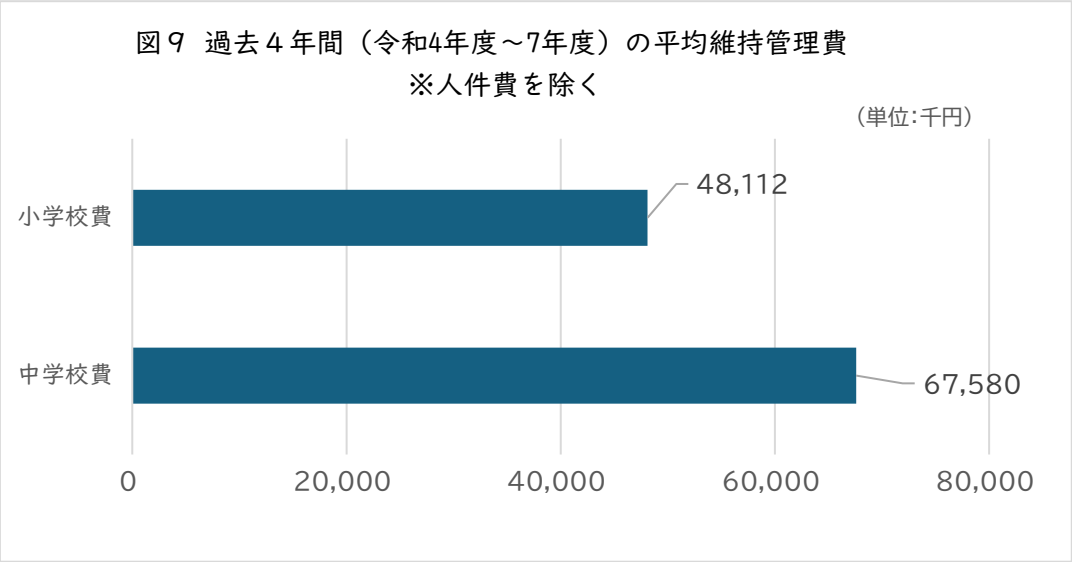
いずれの小中学校においても、児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するため、施設、設備の修繕、改修を行っていますが、これらの対応に要する過去４年間の平均維持管理費は、小学校が約 4,800 万円、中学校が約 6,700 万円となっており、合計で１億円を超えている状況です（図９参照）。

また、多くの施設を維持するため、施設にかかる維持管理費などの固定費が継続的に発生するだけではなく、施設の経年劣化に伴う大規模改修費や、近年多発する自然災害による復旧費などの増加も見込まれます。

このような状況の中、限られた予算の中で、既存の全ての校舎について、安全・安心な教育環境として将来にわたり確保し続けることは極めて困難です。少子化をはじめとする社会環境の変化や施設の老朽化が進行する中で、公立小中学校の標準規模を踏まえた施設の集約や維持コストの効率化を図るとともに、時代に即した設備を備えた施設整備と安全・安心な教育環境の確保は喫緊の課題となっています。



出典：公立学校施設設備の実態調査（公立学校施設台帳）を基に、校舎の建築月日が古いものを白石市教育委員会にて抽出（基準年月日：R7.12.1）



出典：白石市「地方財政状況調査における小学校費及び中学校費の施設に関する決算額」

６　児童生徒数及び学級数の減少に伴う課題

前述のとおり、市内の小中学校においては、少子化の影響を受け、複式学級が増えている状況にあります。特に小学校は、９校(※2)中３校において、完全複式となっており、数年後には、さらに３校増え、９校中６校が完全複式になる見込みです。このような状況を鑑みれば、審議会からの答申のとおり、10 年先までこのままの枠組みを維持することは、子どもたちにとってより良い学びの環境という観点からも大きな課題があります。

１点目は、学校教育で求められている教育を行うことが難しくなっている点です。今、学校教育では、2040 年代に活躍できる人材の育成を目指して、子ども一人ひとりの特性に応じた教育である「個別最適な学び」と、子どもたちが他者と協力し、互いに考えを伝え合い、最適な答えを見つけていこうとする「協働的な学び」に取り組んでいます。しかし、本市でも何校かは、このような今求められる教育諸活動を行うことが困難な状況になりつつあります。

２点目は、各校の学級数の減少（小学校の複式学級、中学校の単学級学年の増加）により教職員の配置が難しくなっている点です。教職員の配置基準は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）により規定されています。事務職員は、標準法により４学級以上で１人配置されることになっており、現状においても、小原小・中学校では、小中で１人の配置となっています。福岡中学校では、令和５年度に事務職員を配置できず、深谷小学校の事務職員が兼務していたという経緯があります。これまでは、加配措置で事務職員を配置できましたが、今後も事務職員を継続的にかつ安定的に配置するのは、今後の学級数の予測を見ても大変難しい状況になっています。

また、標準法による養護教諭の配置基準は、３学級以上となっています。現状、小原小・中学校の養護教諭は小中で１人の配置となっており、小原小学校に配置された養護教諭が中学校も兼務している状況です。小原小学校は、現在は養護教諭が配置できていますが、近い将来、空白の学年が出る可能性があり、養護教諭が配置できなくなることが懸念されます。このままいけば、小原小・中学校には、事務職員も養護教諭も配置できなくなる可能性も出てきます。養護教諭が配置できなければ、子どもたちがケガをした場合に早急に手当ができなくなったり、子どもたちからの相談に乗れなくなったりするなどといった課題が生じます。学校に養護教諭がいないのは、大変由々しき状況であり、何としても避けなければなりません。

複式学級は２学年を１人の教員が指導するため、様々な課題があります。児童生徒にとっては、教員から直接指導を受ける時間が少なくなり、集団での活動（音楽の合唱や保健体育での団体競技）を経験する機会を設けることができません。教員にとっても、２学級を１人で指導することの負担が大きく、今、国を挙げて取り組んでいる学校における教員の働き方改革に逆行するものです。本市において、小学校９校中３校が完全複式である状況を踏まえると、本市の学校で働きたいと考える教員が減ってくるのではないかと懸念されます。ほかにも、児童生徒及び教員が少ないことにより、学校行事の運営、教員の出張や休暇時の対応、有事の際の対応などといった学校の運営上の課題が生じてきます。

（※2）学びの多様化学校である白石南小学校を除く

このように、学校の小規模化による課題の解消を図っていくことが喫緊の課題となっていることから、審議会からの答申のとおり、10 年先までこのままの枠組みを維持していくことが現実的に難しくなっている状況にあります。

第３章　学校再編までの段階的な再編について

１　段階的な再編の必要性

第２章で述べた学校の現状及び課題を踏まえれば、審議会からの答申のとおり、10 年先を見据えた学校再編よりも前に段階的な再編が必要な状況にあります。このまま 10 年先まで今の枠組みを維持するとなれば、近い将来、一部の学校には、養護教諭や事務職員を配置できなくなります。また、完全複式の学校や１つの学年の在籍が１～２人の学校においては、今の学校教育で求められている教育のうち、特に協働的な学びを同じ学年の子ども同士で行うことが難しくなってきています。そういった状況を解消するためには、段階的な再編により、既に顕在化している課題の最小化を図りながら、答申で示された規模の異なる３校への再編が必要であると考えています。

【標準学級数】学校教育法施行規則　第 41 条・第 79 条
・小学校：１２～１８学級（各学年２～３学級程度）
・中学校：１２～１８学級（各学年４～６学級程度）

２　再編のパターン

段階的な再編は、完全複式となっている学校、１つの学年の在籍が１～２人の学校、今後、完全複式となる学校、現在、４学級以下の学校、または今後４学級以下になる見込みの学校を対象に検討します。

なお、学級数については、特別支援学級の在籍児童生徒数及び学級数の予測が難しいことから、全児童生徒が通常学級に在籍するものとします。

現在、完全複式となっている学校、１つの学年の在籍が１～２人の学校、今後完全複式となる見込みの学校は以下のとおりです（学びの多様化学校である白石南小・中学校を除く）。

・越河小、大鷹沢小、小原小：令和７年度時点で完全複式
・小原中：令和７年度時点で１つの学年の在籍が１～２人
・白川小：令和９年度に完全複式の見込み
・深谷小：令和 11 年度に完全複式の見込み
・大平小：令和 12 年度に完全複式の見込み

現在、４学級以下の学校、または今後、４学級以下になる見込みの学校は以下のとおりです（学びの多様化学校である白石南小・中学校を除く）。

・越河小、大鷹沢小、小原小、福岡中、小原中：令和７年度時点で４学級以下
・白川小：令和８年度に４学級以下
・深谷小：令和９年度に４学級以下の見込み
・大平小：令和 11 年度に４学級以下の見込み

の状況を踏まえ、段階的な再編は、次の方針で行います。

【段階的な再編の方針】

・完全複式となっている学校及び１つの学年が１～２人の在籍となっている学校は、速やかに再編する。

・学級数が４学級以下となっている学校は、速やかに再編を行う。

・再編の準備のため、２年程度の期間を「再編準備期間」として設定する。

これらの方針に従い、再編時期や再編先は以下のとおりです。

表２　段階的な再編のスケジュール（予定）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
小原中	再編準備期間 →	年度末に廃校	白石中と再編			
小原小	再編準備期間 →	年度末に廃校	白一小と再編			
越河小	再編準備期間 →	年度末に廃校	白二小と再編			
大鷹沢小		再編準備期間 →	年度末に廃校	白二小と再編		
福岡中		再編準備期間 →	年度末に廃校	白石中と再編		
白川小			再編準備期間 →	年度末に廃校	白一小と再編	
深谷小				再編準備期間 →	年度末に廃校	白一小と再編
大平小				再編準備期間 →	年度末に廃校	白二小と再編

	R14	R15	R16
白一小	再編準備期間 →	年度末に廃校	義務教育学校　開校 小中一貫小規模校　開校
白二小	再編準備期間 →	年度末に廃校	
福岡小	再編準備期間 →	年度末に廃校	
白石中	再編準備期間 →	年度末に廃校	
東中	再編準備期間 →	年度末に廃校	
白石南小中	→	継続	小中一貫学びの多様化学校

なお、現在休校中の分校（福岡小八宮分校・不忘分校・長峯分校、深谷小三住分校）は、再開できる見込みがないことから、令和９年度をもって廃止する方向で、今後、分校の所在する地域の方と協議します。

第４章　学校再編の基本方針

１　再編に向けた方針（キーコンセプト）

国の「第４期教育振興基本計画」（令和５年６月 16 日閣議決定）では、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つに、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」を掲げています。近年、子どもたちの抱える困難は複雑化・多様化しており、このような中で、一人一人の多様なウェルビーイング（※４）の実現のために、全ての子どもの可能性を引き出す学びを学校教育の中に取り入れていくことが求められています。本市においても、このような考え方に基づき、学校再編に向けた方針を以下のように定めます。

「多様性の時代に対応し、一人一人の良さや可能性を育てる教育」

・義務教育学校、小中一貫小規模校、小中一貫学びの多様化学校の規模の異なる３校に再編し、一人一人の子どものニーズに合った学校をつくる。

・白石市内全域を学区とし、子どもや保護者の希望に応じて学校が選択できるようにする。

・特色ある学校づくりを推進するとともに、子どもが自分の持つ良さや可能性を伸ばす教育課程を編成する。

（※４）国の「第４期教育振興基本計画」（令和５年６月 16 日閣議決定）によれば、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。」とされている。

２　小中一貫教育の充実

（１）小中一貫教育とは

小中一貫教育とは、小学校から中学校までの９年間を通じた教育課程を系統的に編成して行う教育です。教育課程の編成の工夫により、現在の小学校と中学校が別々の学校として運営されているために起きている課題の解決や９年間を見通して安定的に質の高い教育を児童生徒に提供できることが期待できます。例えば、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立った細やかな学習指導や、小学校高学年の段階で中学校での豊富な指導経験を持つ教員による専門性の高い教科指導などを行うことができます。

中でも義務教育学校は、義務教育の９年間を６－３制（小学校６年、中学校３年の区切り）

に限らず、子どもの身体的発達が早まっているとされる現状を踏まえ、より実態にあった教育活動を計画的に展開することが期待できる５－４制（小学校１年～小学校５年、小学校６年～中学校３年の区切り）や、それぞれのブロックで最高学年としての役割を与えられる機会が充実できる４－３－２制（小学校１年～小学校４年、小学校５年～中学校１年、中学校２・３年の区切り）など、学年の区切りを工夫した編成が容易になることも特徴と言えます。

小中一貫教育が行われる理由は様々ですが、中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・段階等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（平成 24 年７月 13 日）では、中学校進学時に起きる問題の原因として中学校進学時に円滑な接続がなされないことが考えられるとし、その背景を以下のとおり挙げています。

・小学校では学級担任制であるのに対し、中学校では教科担任制（指導体制の違い）。
・各児童生徒の小学校時点における生徒指導上の課題を中学校と十分共有されていない（生徒指導上の課題の共有）。
・各児童生徒の小学校時点における学習上の課題を中学校と十分共有されていない（学習上の課題の共有）。
・中学校では小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、中学校においては、小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向（生徒指導の方法の違い）。

小中一貫教育は、小中９年間を一貫した教育課程とすることで、進学時における引継ぎのや進学により校則等が大きく変わることへの課題や、人間関係形成の課題が生じる可能性を低くすることが期待できます。

加えて、上述のとおり、小中一貫教育では、細やかな学習指導や専門性の高い教科指導など質の高い学校教育を行うことができます。小学校教員と中学校教員が互いの指導を共有することによる指導力の向上、子どもたちを長いスパンで見守り指導できることによって児童生徒をじっくりと見取り、指導するといった効果も期待できます。

（２）小中一貫教育の実施形態

小中一貫教育を行うことを目的とした学校としては、大きく２つの形態があり、一つが義務教育学校で、もう一つが小中一貫型小学校・中学校校です（表３参照）。

義務教育学校は、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する９年制の学校で教育を行う形態で、小中一貫型小学校・中学校は組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態です。

表３　義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校との比較

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校併設型小学校、小学校併設型中学校
設置者		ー	同一の設置者
修業年限		9年（前期課程6年+後期課程3年）	小学校6年、中学校3年
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を儲け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離		概ね6km以内	小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（平成 28 年 12 月 26 日）

（３）義務教育学校

義務教育学校とは、１人の校長の下、１つの教職員組織が置かれ、義務教育９年間の学校教育目標を設定し、１年生から９年生までの９年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。

また、９年間の学年の区切りを何年にするかといったことは地方自治体などの設置者が工夫して編成をすることができます。

さらに、学習指導要領に基づき、９年間の系統性を踏まえて、独自の教育課程を定めることができます。具体的には、学校が独自に設定したテーマを探究的な学びによってじっくりと深めることや、地域とのつながりを意識した授業や行事を多くするなど、特色ある独自のカリキュラムを定め、９年間を見据えた教育課程を編成することができます。

義務教育学校は、同じ敷地で小中学生が生活することにより、様々な効果が期待できます。中学校段階の子どもにとっては他者や年少者を思いやる心を育むこと、小学校高学年代の子どもにとっては上級生が自分のロールモデルとなるなど、心の育成の面でよい効果が期待できます。今後の学校のルールの決め方によりますが、生徒会活動や部活動に小学校段階

の子どもが参加することを可能にすれば、子どもの前向きなチャレンジしたいという自主性・積極性を伸ばし、活躍の場を広げることができます。

なお、上級生がいるために小学校高学年段階の子どもの活躍の機会が減り、リーダーシップが損なわれるのではないかという懸念も挙げられますが、行事の中で責任ある役割を与えることや小学校高学年がまとまって活動する機会や行事を設けることにより、この点を補うことができます。また、小学校の卒業式がないことで成長を実感しづらくなるのではないかとの指摘がありますが、この点については「2分の1成人式」や「立志式」などの節目を教育課程に取り入れることや、縦割り活動を工夫することにより、子どもたちの成長にきめ細かく寄り添いながら対応することが可能です。先行自治体の実践に学びながら、子どもたちが安心して学び、健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきます。

教員の指導体制の良い点として、小中学校の両方の教員が長期的な視点で子どもたちの指導に当たることができる点が挙げられます。1つの学校であるため、職員は異なる学年の子どもたちの状況を把握することが容易で、子どもたちの良さや可能性、課題等を様々な面から理解し、指導に生かすことができます。子どもたちにとっても、多様な教員と関わる機会が増えることは大きなプラスであり、自分が話しやすい教員を選び相談することができます。

教職員組織については、義務教育学校には、校長が1人、副校長が1人、教頭、養護教諭、事務職員が２人（※5）ずつ配置される算定になり1つの学校に２人ずつ教頭や事務職員が配置されることにより、担う業務を分担することで、業務内容の充実や負担を軽減できること、養護教諭も２人配置されるため、保健関係業務や行事においてメインとサブを決めて取り組むことで互いに補完し合い業務をより円滑に行うことが良い点として挙げられます。

今後、本市で義務教育学校を設置する場合は、子どもたちの教育活動のあり方や教職員の指導体制、校舎の配置など様々な工夫をすることで、より大きな教育的効果を引き出すことができます。

（※５）教職員定数上、義務教育学校の小学校に当たる前期課程と中学校に当たる後期課程に1人ずつ配置されるという算定。

３　白石市ならではの特色ある学校及びカリキュラム

本市に、中規模の義務教育学校、小規模の小中一貫校、小中一貫の学びの多様化学校を設置することにより、それぞれに特色ある学校づくりを行うことができます。

（1）各学校の特長を生かしたカリキュラムの設定

義務教育学校

中規模の義務教育学校では、９年間を見通したカリキュラムの工夫による学力の向上、小中の壁を越えた多様な体験活動の機会の提供、教員による多面的理解に基づく支援などが期待できます。また、クラス替えを行うことや部活動を通じて異学年での関わりがあることなどにより、人間関係の構築や多様な集団の形成を経験できます。特色ある教育活動として、

主体性や協働性といった集団の中で育まれる資質・能力を育成する教育活動の展開を想定しています。他者の考えを受け入れながら自分の考えをまとめ発表できる、他者と協働しながら学習したり行動したりできるといった資質・能力は、今後、グローバル化やデジタル化が進展した社会においても強く求められています。

このことを踏まえ、例えば、グローバル社会における複雑な課題を学習内容とするカリキュラム、子どもが自信を持って学習に臨めるよう子どもが下学年の学習内容を再度学習し直すことや小学校段階の子どもが中学校の学習内容を先取りし学ぶカリキュラムを編成するなどして、解決困難な状況でも他者と協働し自信を持って自分から学び、解決する力を育成することを目標とします。また、令和10年４月に開校予定の（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

このように、義務教育学校では、本市の特色を生かした独自のカリキュラムを定め、白石市ならではの教育を行うことができます。

小中一貫小規模校

小規模の小中一貫校では、少人数であるため、子ども同士や子どもと教員がお互いの個性を深く理解し合い、助け合いながら学校生活を送ることができます。学校行事や様々な学習の場面で縦割りグループを取り入れることなどの工夫をし、様々な役割を経験したり、活躍の場面を多く設定したりすることができます。

また、人数が少ないため、移動や施設利用等の調整がしやすく、学校外での活動に比較的容易に取り組むことができます。特色ある教育活動として、小グループまたは個人として、課題を見つけそれを解決する資質・能力を育成する教育活動の展開を想定しています。さらに、（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れながら、理科や社会、総合的な学習の時間等において、現代の社会的課題や身の回りの課題について探究的に学びます。将来、自分が解決しなければならない課題そのものやその解決策を見つけ出し、解決策を実行できる力を育成することを目標とします。

小中一貫学びの多様化学校

小中一貫の学びの多様化学校では、一人一人のペースを大切にした教育活動が実践されます。子どもたちは、自己選択・自己決定を重視する教育活動の中で、学力や社会性の伸長を図ることができます。特色ある教育活動として、現在、本市で設置している白石市立白石南小学校・白石南中学校の実践を継承することを想定しています。学び直しの時間による基礎学力の伸長、豊かな体験活動による人とのリアルな関わりや新たなチャレンジの機会の設定、子どもの思いやペースを大切にする寄り添った指導など、一人一人のニーズに合った指導を行い、子どもが社会の中で力強く生きていく自信や能力を育成することを目標とします。

（２）「地元学」の実施

それぞれの学校が白石市全体を学区とすることにより、地域で受け継がれる伝統や文化などを学んだり体験したりする活動も展開できます。答申においても、「地元学」の実施が望まれています。これまでも各小中学校で地域の方々に、様々な協力や指導をいただきなが

ら特色ある学習に取り組んできており、再編後の３校においても受け継ぐことで、教育活動をさらに豊かにすることができます。「地域を知り、愛着を持つ」ことから地域の良さを発見し、「地域のまちづくりや活性化に関わる」姿勢を育成します。そのために、地域の産業や歴史、伝統芸能などに触れ、調べ、体験し、考え、提案や行動するといった、９年間のカリキュラムを編成します。３校それぞれが、地域住民の協力を得ながら、子どもの興味関心や各校の実態に基づいた多彩な教育活動を展開していくことができます。

４　コミュニティ・スクールの導入

答申においては、再編に当たり、コミュニティ・スクール（第１章２の図２を参照）を設置し、「新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的多様性を生み出すことを主な目的としている。」と示されています。

本市においては、小原小・中学校、白石南小・中学校でコミュニティ・スクールが既に導入されており、令和８年度からは、白石第一小学校、白石第二小学校、白石中学校、東中学校にも新たに導入されました。

コミュニティ・スクールの導入により、地域の方の意見を生かし地域の方と連携した学校運営を行うことができると期待されています。これまでも市内の小中学校においては、本市の各地域を学びの場の１つとして、多様な教育活動に取り組んできました。学校の再編に伴い、各学校でこれまで地域の方にご協力いただきながら行ってきた活動は、今後も、地域と学校が密接に連携していくために、地域の方の意見を参考にしながら、学校における教育活動にどのように取り入れるのかを検討することも重要です。

５　学びを支える教育環境の整備

本市では、小中学校における学習環境の向上を図るため、教室へのエアコン設置、教室や体育館の LED 化を進めてきました。併せて、令和４年 12 月に本市教育委員会が策定した「学校安全点検マニュアル」に基づき、各学校において安全点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行うなど、子どもたちが安全で快適な学習環境が確保できるよう努めてきました。

また、GIGA スクール構想に基づき、児童生徒に対して１人１台のタブレット端末を配備したほか、校内ネットワークの充実を図るなど ICT 環境を整備することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるための学習環境を整備しました。

今後、学校再編を進める上で、グローバル化の進展、Society5.0 の到来など、急速かつ大きく転換し続ける社会に対応した新しい時代の学びを実現し、多様な学びに対応する教育環境を整備していきます。

【教育環境の整備を行う上での基本的な考え方】

学校は、児童生徒が１日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域の避難所としての役割も担っています。このことを踏まえて、学校を「新しい時代の学びの舎」として、次の視点で整備を行います。

①「学び」：多様な学習活動が展開できる柔軟で創造的な学習空間の整備

・ICT の活用により、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に推進するため、多様な学習が展開できる教室環境を整備する。

②「安全」：安全・安心な教育環境の実現

・安全で安心な教育環境を確保することは大前提であり、段階的な再編の後も既存の校舎を使用し続ける場合においても、新設する場合においても、引き続き「学校安全点検マニュアル」に基づき、各学校において学校施設の安全点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行うなど、子どもたちにとって安全で快適な学習環境が確保されるよう整備する。

③「生活」：健やかな学習・生活空間の実現

・学校施設は、災害時における地域の避難所として重要な役割を担っており、その役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要であることから、トイレの洋式化や備蓄倉庫、情報通信設備、非常用電力等の確保を図る。

・新設する際は、避難所機能を前提としたレイアウトやセキュリティの確保、プライバシーへの配慮についても考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、誰もが使いやすく、維持管理しやすい学校施設の整備を検討する。

【放課後支援の充実について】

本市では、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場や適切な遊びを提供し、その健全な育成を図るため、市内２校の学区内において放課後児童クラブを設置しています。

また、市内４校の学区内では、より地域の実情に応じた事業となるよう、地区住民が組織する団体によって放課後児童クラブが運営されています。

学校再編に伴う放課後児童クラブのあり方については、児童の安全性の確保を最優先としながら、今後、保護者や児童、地域の意見を参考に検討していきます。

なお、新設する義務教育学校には、放課後児童クラブの併設を検討します。

６　通学手段及び学区

文部科学省の手引では、徒歩や自転車通学を前提とし、通学距離を小学校はおおむね４㎞以内、中学校はおおむね６㎞以内とされています。

近年は、スクールバスの導入や多様な交通機関の活用事例が増えていることから、通学距

離だけでなく、各市町村において、交通手段の確保と、遠距離・長時間通学の不利益を一定程度解消できる見通しが立つことを前提に、文部科学省の手引では「おおむね１時間以内」を一応の目安として、地域の実情に応じて判断するのが適当であるとされています。

これを踏まえ、本市の通学区域は、地理的要件や通学時の安全面など、地域の実情を考慮して定めています。

今後、段階的な再編をする場合は、従来の通学区域を基本とし、段階的な再編を行う小・中学校の通学区域を合わせた区域を新たな通学区域とします。

また、段階的な再編が進み、最終的に義務教育学校、小中一貫小規模校、小中一貫学びの多様化学校の３校に再編する際は、現行の学区は撤廃します。新たに市内全域を学区として、義務教育学校と小中一貫小規模校のどちらに入学するか選択できるようにします。

学校再編により基準となる通学距離（小学校：おおむね 4㎞ 以内、中学校、義務教育学校：おおむね６㎞以内）を超える場合は、保護者の送迎を前提としない通学手段を基本とし、今後、段階的な再編に応じて設置予定の再編準備委員会等において、スクールバスも含め、社会情勢を勘案しながら、地域の実情に応じた適切な通学手段について検討します。

７　再編に向けて配慮すべき事項

（１）保護者、地域、学校関係者との合意形成

教育環境の整備は、児童生徒数の減少により顕在化する教育課題を踏まえると、丁寧な検討を進める中でも対応を先送りすることなく、スピード感をもって進めていかなければなりません。その反面、関係者の連携・協働が重要であり、再編に関わる保護者や地域の方、学校関係者に対しては丁寧な説明を行った上で合意形成を図り、一体感を醸成できるよう配慮します。

（２）子どもたちへの配慮

学校の再編に当たり、子どもたちの不安や悩みの軽減に努め、新たな交友関係を構築できるよう、再編準備期間中に学校間の事前交流等を積極的に実施するとともに、再編後も、新たな環境において充実した学校生活が送れるよう環境づくりに配慮していきます。

（３）未就学児童や保護者への配慮

将来、進学する学校の位置等を考慮した上で、住居を構える子育て世帯が少なからずいることから、未就学児童の保護者にも積極的に進捗状況を周知していきます。

（４）再編に伴う跡地利用

再編によって、廃校となる学校は、学校施設の老朽化の状況等を踏まえながら、取り壊しを行うか、別の用途で活用するかを検討していきます。

（５）基本方針の見直し

人口動態や社会情勢の変化、国の制度改正や新たな教育施策などの動向により、本方針に大きく影響を及ぼす変化が生じた場合には、必要に応じて本方針を見直します。

第５章　再編による学校像

第４章で示した学校再編の基本方針を踏まえ、以下の３つの学校に再編します。

１　義務教育学校

・義務教育学校は、令和 16 年度の開校を目指し、場所は現在の白石第一小学校の敷地及びその周辺に新設します。
・義務教育学校は、全学年でクラス替えができ、学年及び他学年の児童生徒との交流の機会を設け、多様な人間関係の構築ができるよう１学年２学級以上とします。学校全体では、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の３の規定に基づき、義務教育学校の標準学級数である 18 学級以上 27 学級以下とします。
・学年部の区切りは、９年間を通じた教育課程において、最も効果が期待できる区切りになるようにします。
・１人の校長のもと、小中学校の教職員が一体となった教職員組織（「チーム学校」）を構築し、９年間を学習の系統性を意識した教育活動を行います。
・（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

２　小中一貫小規模校

・小中一貫小規模校は、児童生徒同士、児童生徒と教員が互いをよく理解し、良好な関係を築き、教育活動に生かすため、１学年 10 人程度の学校を目指します。
・（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。
・子どもの活躍の場面を学習活動及び学校行事に位置付け、多様な経験を通して、子どもの成長を支援します。
・児童生徒の中には、様々な事情により、規模の大きい学校を苦手とする子どもも一定数いることから、学校の選択肢があることが望ましいと考えます。
・設置場所は、出生数、児童生徒数の動向を踏まえ、検討します。

３　小中一貫学びの多様化学校

・令和５年４月に開校した白石南小・中学校は、学びの多様化学校としてのこれまでの学校運営の実績を生かすことを考え、引き続き小中一貫の学びの多様化学校とします。
・小中一貫学びの多様化学校は、不登校経験のある児童生徒が通う学校であることから、個人のペースを大切にして教育活動を行います。
・不登校児童生徒の実態等を踏まえたカリキュラムを編成し、基礎学力の向上と社会性の伸長を目指す教育活動を重視します。

第６章　今後の進め方

１　段階的な再編に向けた推進体制

段階的な再編にあたっては、保護者・地域住民・学校関係者が一体となって進めていけるよう、「段階的な再編に向けた推進体制」を整備します。この体制においては、再編準備委員会及び各専門部会を設置し、保護者、地域住民、教職員の代表者とともに議論を重ねた上で、再編に向けた準備を進めていきます。

また、段階的な再編を進める過程において、各再編校間での具体的な検討の進捗状況について、関係者への周知広報を行います。加えて、再編に向けた各学校間での取組やそれに対する効果、または課題について市内全体での共有を図ることで、再編に係る取組の強化や改善を図りながら、中長期的な再編の円滑な推進につなげていきます。

【推進体制の全体像】

再編校ごとに設置する再編準備委員会と、その下に各専門部会を設置し、各組織が連携して円滑な推進を図ります。

組織	位置づけ	主な役割
① 再編準備委員会	再編校間ごとの協議組織	再編する学校間ごとに、具体的事項を協議
② 専門部会	再編準備委員会の下部組織	テーマごとに具体的協議事項を協議・検討

（１）再編準備委員会

再編準備委員会は、再編する学校間ごとに設置し、その再編に関する具体的な事項を協議・決定し教育委員会に報告する、保護者、地域住民、教職員の代表者で構成される組織です。

この委員会では、再編後の学校における教育活動や学校運営のあり方をはじめ、通学手段や PTA 活動等について、再編準備委員会の下に設置された各専門部会における検討結果を受け、その内容を協議したうえで再編準備委員会における最終的な決定を行う役割を担います。

（２）専門部会

再編準備委員会の下に設置され、再編準備委員会で決定された具体的な協議事項に関する協議・検討を行う組織です。

専門部会の委員は、再編準備委員会の委員や、関係する教職員、保護者、地域の代表者などで構成します。

【検討の流れ】

再編準備委員会で、各専門部会で協議が必要な具体的な事項を決定し、各専門部会において協議を行い、その内容について、再編準備委員会に報告を行います。その後、再編準

備委員会において、各専門部会から報告された協議経過や結果を踏まえ、各項目について協議・決定し、その結果は、教育委員会へ報告されます。

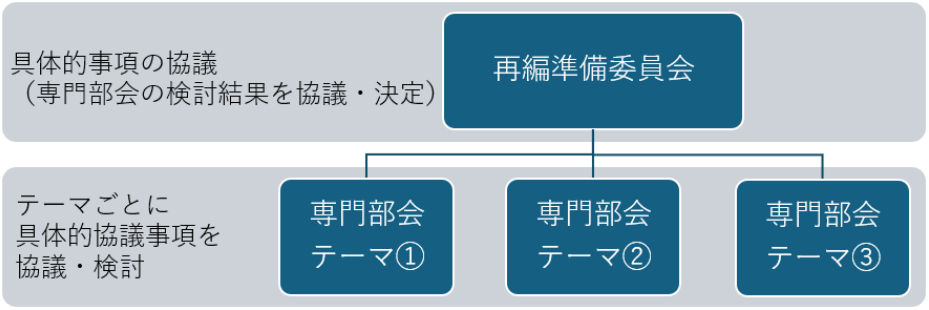
こうした体制により、保護者、地域住民、教職員が、ぞれぞれの立場から、意見を出し合い連携することで、実情を踏まえながら丁寧に再編を進めてまいります。

【主な検討事項の例】

・教育課程に関すること
・児童生徒の交流に関すること
・PTA 活動に関すること
・制服、運動着に関すること
・通学方法に関すること　など

＜再編に向けた推進体制（イメージ）＞

保護者、地域住民、教職員等に参画いただき、再編（開校）に向けた準備を進めていく



２　交流事業の実施

学校の再編にあたっては、児童生徒が新しい環境になじみ、新たな友人関係を築くことができるよう配慮することが重要になります。再編により通学する学校が変わることは、児童生徒にとって、期待とともに不安となることも考えられます。

こうした児童生徒の不安を軽減し、再編後の学校生活へ安心して移行できるよう、再編関係校の間で計画的に交流事業を実施します。再編前から児童生徒が互いに顔を合わせ、ともに活動する機会を重ねることで、自然な形で人間関係を築き、新しい学校への親しみや期待を育んでいきます。

交流事業は、学習活動や学校行事、部活動などさまざまな場面を通じて、児童生徒の発達段階や学校の実情に応じて段階的に進めます。児童生徒同士の交流にとどまらず、教職員が指導方針や教育活動について相互に理解を深める機会としても活用し、再編後の円滑な学校運営が図られるように取り組みます。

こうした交流事業を再編の準備段階から丁寧に積み重ねることにより、児童生徒が安心して新しい学校生活のスタートを迎えられるよう、学校・保護者・地域が一体となって支え

てまいります。

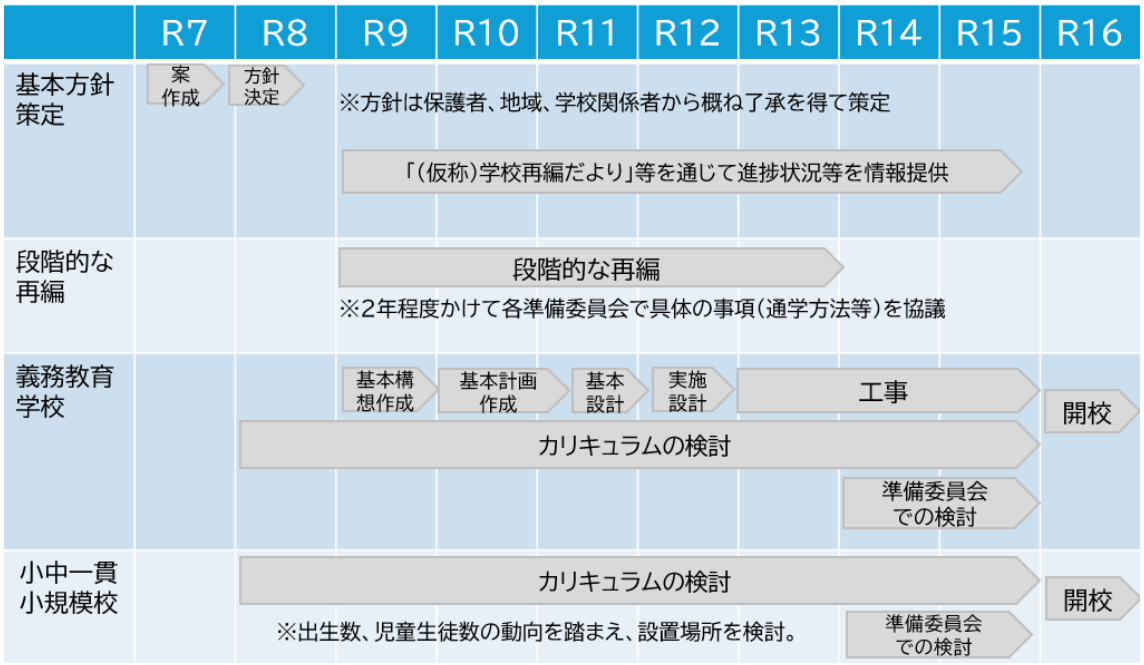
３　３校への再編・開校までのロードマップ

第３章で段階的な再編の大まかなスケジュールを示しましたが、最終的に義務教育学校や小中一貫小規模校に再編するまでの主な手順は以下のスケジュール（案）のとおりです。

義務教育学校や小中一貫小規模校の開校に当たり、校舎を新設する場合は、土地の造成や施設の設計など、様々なプロセスを踏む必要があり、建設に至るまでに長い期間を要することが想定されます。また、既存の校舎を活用する場合も、改修を行う可能性があり、新設と同様、一定程度期間を要します。

その間、学校の児童生徒数が著しく減少することにより、教育活動に支障が生じることが見込まれる場合は、再編に係る取組の進捗状況を見ながら、保護者や地域住民の方から意見を聞いた上で、近隣の学校への再編も検討することとします。

＜今後の主な学校再編スケジュール（案）＞



４　義務教育学校・小中一貫小規模校の開校に向けた推進体制

義務教育学校、小中一貫小規模校の開校の際は、その前段階として、校名、校歌、校章、通学方法、PTA 活動等について検討する必要がありますが、本市では、再編準備委員会及び各専門部会を設置し、保護者、地域住民、教職員の代表者とともに議論を重ねた上で開校に向けた準備を進めていきます。具体的には、本章のⅠで示した、段階的な再編に向けた推進体制において、保護者、地域住民、教職員のそれぞれの立場から、ともに知恵を出し合いながら、魅力ある学校を創っていくこととします。

５　全庁的な連携体制の構築

子どもたちの教育環境を整備するためには、教育委員会のみならず、全庁的にまたがる複合的な課題に対し、分野横断的に取り組むことが不可欠です。学校再編の実施に際しても、全庁的に連携し、子どもたちにとってより良い持続可能な教育環境の構築に向け、本方針の着実な推進に取り組んでまいります。